

三監第14号
令和7年5月28日

請求人様

三島市監査委員 今井信義

三島市監査委員 大房正治

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和7年4月3日付で、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された交際費の支出に係る三島市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求人の住所及び氏名

住所 三島市（略）
氏名 （略）

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

三島市長は令和6年6月11日、三島市内で午後5時より行われた株式会社A（略）、（以下「当該企業」という。）の代表取締役会長及び取締役社長の就任披露式典への出席にあたり、市長車を使用し、秘書課職員を随行させ、祝儀として5,000円を市長交際費より支出した。

しかしながら、市長交際費は市長としての公務に必要な経費として使用されるべきものであり、企業に金員を提供することは、市民に対し当該企業との癒着を懷疑させ、職員としての倫理上問題の行為であり、他企業との公平性に欠けることから、市長交際費を私物化し市民の信頼に反する行為である。

また、企業の就任披露式典出席は、公務執行とは言い難く、市長車を使用し、秘書課職員を随行させたことは職権濫用である。

よって、当該用務により発生した交際費5,000円、市長車の燃料費及び職員の随行業務にかかる費用について、違法又は不当な公金の支出であるとして、市への返還を求める措置請求である。

第3 請求書の受理

本件請求は、令和7年4月3日に提出され、法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 議会及び市長への通知

法第242条第3項の規定に基づき、住民監査請求について令和7年4月3日付で通知を行った。

第5 監査の実施

1 監査の期間

令和7年4月3日から令和7年5月28日まで

2 監査対象部局

企画戦略部 秘書課

3 証拠提出及び意見陳述

(1) 請求人の証拠提出及び意見陳述

令和7年4月25日付で、請求人から追加の証拠書類の提出があった。

令和7年5月1日午後3時から午後3時30分まで、請求人の陳述を聴取した。

(2) 関係人の証拠提出

令和7年4月25日付で、市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 関係法令

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

地方公共団体の経費の支弁は、法第232条第1項にて「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」と規定され、交際費とは、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費である。

また、交際費の意義は、行政実例（昭和28年7月1日自行行發第200号）では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執

行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」とされている。

さらに、交際費の取扱いについては、行政実例（昭和 40 年 5 月 26 日自治行第 65 号、自治財第 55 号）では、次のとおり示されている。

- (1) 交際費の支出については、法第 232 条の 3、第 232 条の 4 及び第 232 条の 5 の規定の適用がある。したがって、一般経費と同様、支出負担行為に基づき、正当債権者に支払いをすることが建前であること。
- (2) 交際費を、一定金額を定めて定例的に資金前渡する支出の方法は（1）の建前から適当でないが、もし、あらかじめ現金を前渡す必要がある場合には、所定の手続により資金前渡の方法によるべきであること。
- (3) 交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただ、その経費の性質にかんがみ、たとえば香典等社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経理を明らかにする方法によることも、やむをえないものであること。
- (4) 交際費については、他の費用の流用又は予備費の充当は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行なうものとすること。

3 事実関係の確認

本件請求につき、関係書類等を調査した結果、次の事項を確認した。

(1) 交際費支出に至る経緯について

三島市長宛に当該企業から代表取締役会長及び取締役社長の就任披露式典への出席依頼のはがき（令和 6 年 4 月 19 日消印）が秘書課へ届いた。

秘書課職員は市長に当該はがきの内容を報告し、市長に出欠の有無を確認したところ、市長は出席する旨を秘書課職員に伝えたため、秘書課職員は以下のとおり市長交際費の会計処理を進めることとした。

(2) 交際費の会計処理について

ア 交際費の支出方法について

市長交際費は、資金前渡の方法による支払いとしている。これについて地方自治法施行令第 161 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、三島市会計規則第 54 条第 1 号に交際費が定められている。

イ 資金前渡の限度額の確認について

三島市会計規則第 55 条第 1 号には、資金前渡の限度額について「常時の経費に係るものにあっては、1箇月以内の金額を予定し、事務上支障のない限りな

るべく分割して交付しなければならない」と定められていることから、秘書課では1箇月以内の金額を200,000円と予定していた。

ウ 前渡資金の支払手続きについて

三島市会計規則第56条及び第57条に前渡資金の支払手続きが定められている。前渡資金の支払いは、歳出金の支払いの手続の規定に準じて処理するとされており、支出負担行為伺書（令和6年4月1日決裁）、支出命令書（令和6年4月1日決裁）の手続きがなされ、支出された前渡資金を前渡資金管理者（秘書係長）が領収したことを認める押印がされていた。

前渡資金管理者が交付を受けた前渡資金については、小型金庫に保管した上で施錠できる保管庫に収納し、金庫の鍵と保管庫の鍵は、それぞれ別の職員が管理していた。

当該就任披露式典は、立食形式の飲食を伴う式典ではあるが、会費制ではなかったため、秘書課職員は「市長交際費の取扱いについて（平成17年8月17日制定、平成21年11月10日・平成22年12月20日・平成23年4月1日一部改正）」の内部基準に定められている「2 慶費その他」の「各種団体等の懇親会、式典、祝賀会等で飲食が伴うもの」のうち、「会費制でないもの」は「原則、祝儀として5,000円を支出」することに基づき、秘書課長の決裁を受け、前渡資金管理者は祝儀として現金5,000円を支出していた。

交際費を支出したことを確認する書類として、「令和6年度市長交際費支出調書（市長交際費第3回）」に、就任披露式典の出席者名簿が添付されていた。

また、「令和6年度前渡資金受払簿（市長交際費第3回）」にて「月日」「摘要」「収入額」「収入累計」「支出額」「支出累計」「残額」「支出額通計」が記載され、收支が明らかにされているとともに、秘書課長および秘書係長の押印がされていた。

エ 前渡資金の精算について

(ア) 三島市会計規則第58条第1項第1号に「常時の経費に係るものにあっては、毎月分の前渡資金精算票を作成し、支払済みの証拠書類を添えて、翌月の5日までに主管の長の決裁を受けた後、会計管理者に送付しなければならない」と定められており、当該交際費を含む令和6年6月分の前渡資金の精算については、「前渡資金精算票」で令和6年7月1日付けにて秘書課長の決裁を受け、前渡資金管理者から会計管理者に提出されていた。

(イ) 三島市会計規則第58条第2項に「ただし、同項第1号の前渡資金にあっては、これを返納しないで年度内に限り、翌月に繰り越して資金に充てることが

できる」と定められており、「前渡資金精算票」を確認したところ、4月から6月までの前渡資金は各月ごとに精算され、残額は翌月に繰り越されていた。

(3) 当該企業と三島市の関わりについて

平成8年7月に地元商店街店主や三島市等の共同出資により設立した「みしま街づくり株式会社」は、平成11年5月に三島市の中心街である大通り商店街に、貸館機能を有する複合施設「Via701」をオープンした。

しかしながら、コロナ禍や施設の老朽化の影響を受け「みしま街づくり会社」の解散が決定し、当該企業は「みしま街づくり会社」から創設の目的や、当該施設の担ってきた役割の説明を受け、街づくりの観点から逸脱した事業は実施しないという意向を示した上で、施設の継承に至った。

当該企業は「Via701」の建物と名称を引継ぎ、設立当時のコンセプト「三島市に文化と芸術の香りを」を継承し、令和5年1月に母体である建設会社の特徴を生かした「ものづくりが好きな人が自然に集い、交流できる場」として新規オープンさせている。

またウェブサイトでは、1階の施設について「ものづくりを通じてヒト・モノ・コトが繋がる場所」であり、建築アイテムの展示・販売のほか、常駐している大工のサポートを受けて街中でDIYが楽しめる「まちの作業所」や建築やアート関連の書籍を中心とした「ものづくり書店」を備え、地域住民はもとより観光客も立ち寄りやすいオープンな場を提供しており、静岡県が取り組んでいる登録店を対象としたお客様との関係づくりや地域貢献が特に顕著である個店を表彰する制度「地域のお店デザイン表彰」において特別賞を受賞しているとのことである。

4 監査委員の判断

上記事実関係に基づき、本件請求が適法であるかを判断するため、最高裁判所第二小法廷平成15年（行ヒ）第74号、第75号平成18年12月1日判決によって市長公務に係る見解が示されていることから以下引用する。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。（中略）そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであ

ったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいはず、その費用を支出することは許されないものというべきである」

以上のことから、市長交際費の支出が適法とされるためには、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解することから、三島市の職務との関連性や支出先の団体の性格、目的、金額、効果等を総合的に勘案し、社会通念上儀礼の範囲にとどまる支出と認められるかを以下判断する。

(1) 当該企業と三島市の職務との関連性及び支出先の団体の性格について

当該企業と三島市との関連性は、三島市を含む事業組織体である「みしま街づくり会社」の解散に伴い、設立当初から当該施設の効果として期待していた「中心市街地の活性化」という機能が停滞してしまうことを危惧していたところ、当該企業が、「みしま街づくり会社」の創設の目的や、当該施設の担ってきた役割を理解した上で、三島市の街づくりの観点から逸脱した事業は実施しない意向を示し、当該施設の継承に至り、現在の施設運営においても、地域住民の交流の場を受け継ぎ運営されており、地域貢献も顕著であり、その信頼性は厚く謝意を示すことは適當であると考える。

(2) 三島市長が就任披露式典に出席する目的及びその効果について

三島市の最上位計画である「第5次三島市総合計画」には、前期基本計画のうち「交流とにぎわいのあるまち」が基本目標として位置づけられており、商店街のにぎわいの創出は将来にわたって総合的、計画的な行政運営を進めていく上で、重要な目標の一つとなっている。これら計画を着実に推進していくことは三島市長の責務であることからすると、普通地方公共団体の役割を果たすために、当該施設の存続や市政に対するさらなる協力への期待を表明する趣旨で、当該企業の代表者の就任披露式典の招待に応じ儀礼を尽くす意義は大きく、市を代表するものとして市政の円滑な運営を図るために、今後も信頼関係の維持増進を図ることの重要性は高く、公益に資する効果があると考える。

以上、(1) 及び (2) により、三島市の職務との関連性や支出先の団体の性格、目的、金額、効果等を総合的に勘案すると、三島市長が当該企業の就任披露式典に出席した行為は、普通地方公共団体の役割を果たすための公務であると認められることができ、三島市長の裁量権を逸脱又は濫用したものとは言えず、社会通念上相当な儀礼の範囲にとどまるものと考えられる。したがって、当該行為により発生した交際費の支出手続きについても、財務会計法規に基づき適正であることから、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

なお、請求人が「首長交際費に関するアンケート」の結果を事実証明として提出した主旨は、「祝儀を用意するか」の設問に「用意する」と回答したのは三島市だけであり、他自治体からみても不適切であるとのことであった。

この点については、「3 事実関係の確認」、「(2) 交際費の会計処理について」、「ウ 前渡資金の支払手続きについて」のとおり、「市長交際費の取扱いについて」の内部基準に基づき導き出される結果であることから、不適切であるとは言えない。加えて、請求人は陳述において、判例や通知を引用し主張した同基準に記載されている「各種団体等」の解釈については、弁護士や総務省への判例や通知の存否を照会したところ存在が認められなかつたことから、請求人の陳述での主張は、客観的事実に基づくものではない。

5 結論

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

今回の住民監査請求を踏まえ、監査結果において以下のとおり意見を付す。

6 意見

行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、財政状況も厳しさを加速していることから、公金の使途に対する市民の関心は著しく高まっている。

交際費の支出の妥当性については、社会通念上の儀礼の範囲内であることが重要であるが、社会通念は、時代とともに変化するものであることを念頭になお一層、基準の明確化に努めるとともに、裁量権を逸脱することなく、慎重に判断し、執行されることが求められる。

さらに、交際費の原資は市民が負担する税金で賄われており、その使途が市民の疑惑を招きやすいことからも、疑念や不信を抱かれることのないよう、今後とも透明性を確保するとともに、有効かつ適正な運用に努めるよう強く要望する。